

運転免許証が失効した職員による公用車の無免許運転について

1 関係職員

所 属 上京消防署
階 級 消防士長
年齢・性別 35歳・男性
採用年月日 平成21年4月1日

2 事案の概要等

(1) 概要

運転免許証が失効した令和7年12月29日から令和8年4月3日までの96日間、緊急走行66回を含む計81回、無免許状態で公用車を運転していた。

(2) 事案発覚に至る経緯等

- ・ 消防局では、4月及び10月の人事異動等の際に、運転業務を行う職員が自ら運転者等経歴台帳を作成し、それを基に所属ごとに運転者等現況表を作成することで、所属職員の運転免許証の種類、取得年月日、運転免許有効期限等を把握することとしている。
- ・ 令和8年4月の人事異動に伴い、上京消防署において運転者等現況表を作成するに当たり、令和8年4月6日に関係職員が自身の運転免許証が失効していることに気づき、直ちに関係職員から上司にその旨を報告したことで当該事案の発覚に至った。
- ・ 勤務日には運転免許証の確認は実施していたものの、不携帯の防止に主眼が置かれ、有効期限の記載事項の確認はできていなかった。

3 事案発覚後の対応

- (1) 令和8年4月7日、上京消防署から上京警察署に事案の概要を説明。
- (2) 令和8年4月7日及び8日、上京消防署の監察員（副署長（総務担当））が、関係職員に対して聞き取りを実施し、事案の詳細を確認。
- (3) 令和8年4月7日～9日、全職員を対象とした運転免許証の確認を実施し、同一事案がないことを確認。
- (4) 令和8年4月8日、全所属長に対し、事案の共有と再発防止の徹底を指示。

4 再発防止策

- (1) 4月及び10月の人事異動等の際に作成する運転者等現況表を活用し、運転免許証の更新が必要な職員に対し注意喚起を行い、更新後の報告を求める。
- (2) 公用車を運転する際は、職員自らが運転免許証の記載事項を確認し、有効期限や記載内容について上司へ報告する。

5 上京警察署による対応

令和8年4月13日、上京警察署において関係職員及び上京消防署消防課長(安全運転管理者)に対して事情聴取が実施された際、当該事案に対する刑事処分はない旨が伝えられた。

6 その他

今後、確認した事実を基に、厳正に対処していく。